

茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則を次のように定める。

茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則
茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年茨城県規則第34号)の全部を改正する。

- (趣旨)
- 第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
- (一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請等)
- 第2条 法第8条第2項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第1号)とする。
- 2 知事は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証(様式第2号。次条及び第4条において「許可証」という。)を交付するものとする。
- (平24規則44・追加)
- (一般廃棄物処理施設の許可証の再交付の申請等)
- 第3条 法第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者は、前条第2項の規定により交付された許可証を毀損し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、遅滞なく、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証再交付申請書(様式第3号)により許可証の再交付を知事に申請しなければならない。
- 2 前項の規定により許可証の再交付を受けた者は、紛失した許可証を発見したときは、10日以内に、これを知事に返納しなければならない。
- (平24規則44・旧第2条線下・一部改正)
- (一般廃棄物処理施設の許可証の返納)
- 第4条 法第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可を取り消されたとき又は当該許可に係る一般廃棄物処理施設を廃止したときは、10日以内に、当該許可証を知事に返納しなければならない。
- (一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請書)
- 第5条 省令第4条の4第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第4号)とする。
- (平24規則44・全改)
- (一般廃棄物処理施設の定期検査の申請書等)
- 第6条 省令第4条の4の2の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第5号)とする。
- 2 省令第4条の4の4の検査の結果を通知する書面は、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書(様式第6号)とする。
- (平24規則44・追加)
- (特定一般廃棄物最終処分場の状況等の報告書)
- 第7条 省令第4条の17の報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(様式第7号)とする。
- (平24規則44・追加)
- (一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請書)
- 第8条 省令第5条の3第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第8号)とする。
- (平24規則44・追加)
- (一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出書)
- 第9条 省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第9号)とする。
- (平24規則44・追加)
- (一般廃棄物の最終処分場における埋立処分の終了の届出書)
- 第10条 省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項の届出書は、一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(様式第10号)とする。
- (平24規則44・追加)
- (一般廃棄物の最終処分場における廃止の確認の申請書)
- 第11条 省令第5条の5の2第1項(省令第5条の5の4において準用する場合を含む。)及び第5条の10の2第1項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第11号)とする。
- (平24規則44・追加)
- (一般廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出書)
- 第12条 省令第5条の5の3及び第5条の3の2の届出書は、一般廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出書(様式第12号)とする。
- (平24規則44・追加、令元規則30・一部改正)
- (熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請等)
- 第13条 省令第5条の5の5第1項の申請書は、熱回収施設設置者認定申請書(様式第13号)とする。
- 2 知事は、法第9条の2の4第1項の規定により熱回収施設に係る認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第14号)を交付するものとする。
- (平24規則44・追加)
- (熱回収施設の休廃止等の届出書)
- 第14条 省令第5条の5の10第1項の届出書は、熱回収施設休廃止等届出書(様式第15号)とする。
- (平24規則44・追加)
- (熱回収報告書)
- 第15条 省令第5条の5の11第1項の報告書は、熱回収報告書(様式第16号)とする。
- (平24規則44・追加)
- (市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)
- 第16条 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第17号)により行うものとする。
- (平24規則44・追加)
- (市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出書)
- 第17条 省令第5条の8第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第18号)とする。
- (平24規則44・追加)
- (一般廃棄物処理施設の譲受け(借受け)の許可の申請書)
- 第18条 省令第5条の11第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書(様式第19号)とする。
- (平24規則44・追加)
- (一般廃棄物処理施設の合併(分割)の認可の申請書)
- 第19条 省令第5条の12第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設合併(分割)認可申請書(様式第20号)とする。
- (平24規則44・追加)
- (一般廃棄物処理施設の相続の届出書)
- 第20条 省令第6条第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設相続届出書(様式第21号)とする。
- (平24規則44・追加)
- (産業廃棄物の積替え場所及び保管場所の表示)
- 第21条 政令第6条第1項第1号ハにおいてその例によることとされる政令第3条第1号へ(1)の規定及び政令第6条の5第1項第1号ロにおいてその例によることとされる政令第4条の2第1号ト(1)の規定による積替えの場所であることを表示は、様式第22号により行うものとする。
- 2 政令第6条第1項第1号ホ及び同項第2号ロ(1)においてその例によることとされる政令第3条第1号リ(1)(ロ)の規定並びに政令第6条の5第1項第1号ニ及び同項第2号チ(1)においてその例によることとされる政令第3条第1号リ(1)(ロ)の規定による保管の場所であることを表示は、様式第22号により行うものとする。
- (平24規則44・旧第6条線下・一部改正)
- (指定業者の申請)
- 第22条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の知事の指定を受けようとする者は、指定業者申請書(様式第23号)により知事に申請しなければならない。
- (平24規則44・旧第7条線下・一部改正)
- (産業廃棄物収集運搬業等の許可証の再交付の申請等)
- 第23条 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者(以下「産業廃棄物処理業者」と総称する。)は、省令第10条の2、第10条の6、第10条の14又は第10条の18の規定により交付された許可証を毀損し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、遅滞なく、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業(処分業)許可証再交付申請書(様式第24号)により許可証の再交付を知事に申請しなければならない。
- 2 前項の規定により許可証の再交付を受けた産業廃棄物処理業者は、紛失した許可証を発見したときは、10日以内に、これを知事に返納しなければならない。
- (平24規則44・旧第8条線下・一部改正)
- (産業廃棄物収集運搬業等の許可証の返納)
- 第24条 産業廃棄物処理業者は、当該許可を取り消されたとき、その収集若しくは運搬等の許可の事業の全部を廃止したとき又は当該許可の有効期間が経過したことによって当該許可の効力を失ったときは、10日以内に、当該許可証を知事に返納しなければならない。
- (平24規則44・旧第9条線下・一部改正)
- (産業廃棄物収集運搬業等の欠格要件に係る届出書)
- 第25条 省令第10条の10の3、第10条の10の3の2、第10条の24及び第10条の24の2の届出書は、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業(処分業)の欠格要件に係る届出書(様式第25号)とする。
- (平24規則44・追加、令元規則30・一部改正)
- (産業廃棄物処理施設の許可証の再交付の申請等)
- 第26条 法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を受けた者は、省令第12条の5の規定により交付された許可証を毀損し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、遅滞なく、産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証再交付申請書(様式第26号)により許可証の再交付を知事に申請しなければならない。
- 2 前項の規定により許可証の再交付を受けた者は、紛失した許可証を発見したときは、10日以内に、これを知事に返納しなければならない。
- (平24規則44・旧第10条線下・一部改正)
- (産業廃棄物処理施設の許可証の返納)
- 第27条 法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を受けた者は、当該許可を取り消されたとき又は当該許可に係る産業廃棄物処理施設を廃止したときは、10日以内に、当該許可証を知事に返納しなければならない。
- (平24規則44・旧第12条線下・一部改正)
- (産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出等)
- 第28条 省令第12条の7の17第2項の届出書は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書(様式第27号)とする。
- 2 省令第12条の7の17第4項の受理書は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出受理書(様式第28号)とする。
- 3 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物変更等届出書(様式第29号)により行うものとする。
- (平24規則44・追加)
- (産業廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出書)
- 第29条 省令第12条の11の3及び第12条の11の3の2の届出書は、産業廃棄物処理施設設置者の欠格要件に係る届出書(様式第30号)とする。
- (平24規則44・追加、令元規則30・一部改正)
- (届出台帳の調製等)
- 第30条 省令第15条の8第1項の帳簿は、最終処分場届出台帳(様式第31号)とする。
- 2 法第19条の11第3項の規定による閲覧の請求は、最終処分場届出台帳閲覧請求書(様式第32号)により行うものとする。
- 3 法第19条の11第1項の最終処分場の台帳の閲覧場所、閲覧日、閲覧時間その他当該台帳の閲覧に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- (平24規則44・旧第14条線下・一部改正)
- (廃棄物再生事業者の登録の申請書)
- 第31条 政令第17条第1項の申請書は、廃棄物再生事業者登録申請書(様式第33号)とする。
- (平24規則44・追加)
- (廃棄物再生事業者の登録証明書)
- 第32条 政令第19条の登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書(様式第34号。次条及び第36条において「登録証明書」という。)とする。
- (平24規則44・旧第16条線下・一部改正)
- (廃棄物再生事業者登録証明書の再交付の申請等)
- 第33条 登録廃棄物再生事業者は、政令第19条の規定により交付された登録証明書を毀損し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、遅滞なく、廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書(様式第35号)により登録証明書の再交付を知事に申請しなければならない。
- 2 前項の規定により登録証明書の再交付を受けた登録廃棄物再生事業者は、紛失した登録証明書を発見したときは、10日以内に、これを知事に返納しなければならない。
- (平24規則44・旧第17条線下・一部改正)
- (登録廃棄物再生事業者の変更の届出)
- 第34条 政令第20条の規定による変更の届出は、廃棄物再生事業者登録変更届出書(様式第36号)により行うものとする。
- (平24規則44・旧第18条線下・一部改正)
- (登録廃棄物再生事業者の事業場の廃止等の届出)
- 第35条 政令第21条の規定による事業場の廃止若しくは休止又は再開の届出は、廃棄物再生事業者廃止(休止・再開)届出書(様式第37号)により行うものとする。
- (平24規則44・旧第19条線下・一部改正)
- (廃棄物再生事業者登録証明書の返納)
- 第36条 登録廃棄物再生事業者は、法第20条の2第1項の登録を取り消されたとき又は当該登録に係る事業場を廃止したときは、10日以内に、登録証明書を知事に返納しなければならない。
- (平24規則44・旧第20条線下)
- (申請書等の提出部数等)
- 第37条 省令及びこの規則による申請書、報告書、届出書、計画書及び請求書の提出先及び提出部数は、別表のとおりとする。
- (平24規則44・旧第21条線下・一部改正)
- 付 則
- この規則は、平成4年10月15日から施行する。
- 付 則(平成5年規則第56号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 付 則(平成17年規則第116号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 付 則(平成24年規則第44号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 付 則(令和元年規則第30号)
- この規則は、令和元年12月14日から施行する。
- 付 則(令和2年規則第83号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、調製した残部を限度として所要の補正を行い使用することができる。

別表(第37条関係)

(平24規則44・全改)

1 一般廃棄物処理施設関係

提出書類名	区分	提出先	提出部数
市町村以外の者が設置するもの	一般廃棄物処理施設設置許可申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書 一般廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出書	生活環境部廃棄物対策課(以下「廃棄物対策課」という。)ただし、自社処理施設(事業者が自ら排出した廃棄物のみを処理するために設置する施設をいう。以下この表において同じ。)にあっては、県民センター一総室県央環境保全室又は県民センター環境・保安課(以下この表において「県民センター等」という。)	正本1部 副本2部

	熱回収施設設置者認定申請書 熱回収施設休止等届出書 熱回収報告書 一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書 一般廃棄物処理施設合併(分割)認可申請書 一般廃棄物処理施設相続届出書 一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証再交付申請書		
市町村が設置するもの	一般廃棄物処理施設設置届出書 一般廃棄物処理施設変更届出書 一般廃棄物処理施設経微変更等届出書 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書 一般廃棄物最終処分場休止確認申請書	最終処分場	廃棄物対策課 正本1部 副本1部
		上記以外のもの	県民センター等 正本1部 副本1部

2 産業廃棄物関係

提出書類名	区分	提出先	提出部数
産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物関係 (特別管理)産業廃棄物事業場外保管届出書 (特別管理)産業廃棄物事業場外保管変更届出書 (特別管理)産業廃棄物事業場外保管廃止届出書 (特別管理)産業廃棄物処理計画書 (特別管理)産業廃棄物処理計画実施状況報告書		県民センター等	正本1部
産業廃棄物管理票交付等状況報告書 措置内容等報告書(省令様式第4号関係) 措置内容等報告書(省令様式第5号関係)			
産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業関係 (特別管理)産業廃棄物収集運搬(処分)業許可申請書 (特別管理)産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (特別管理)産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書	収集運搬業 処分業	廃棄物対策課	正本1部 正本1部 副本2部
産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業(処分業)許可証再交付申請書 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業(処分業)の欠格要件に係る届出書		廃棄物対策課	正本1部
指定業者申請書		廃棄物対策課	正本1部 副本2部
産業廃棄物処理施設関係 産業廃棄物処理施設設置許可申請書 産業廃棄物処理施設使用前検査申請書 産業廃棄物処理施設定期検査申請書 特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物変更等届出書 産業廃棄物処理施設変更許可申請書 産業廃棄物処理施設経微変更等届出書 産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書 産業廃棄物最終処分場休止確認申請書 産業廃棄物処理施設設置者の欠格要件に係る届出書 熱回収施設設置者認定申請書 熱回収施設休止等届出書 熱回収報告書 産業廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書 合併・分割認可申請書 相続届出書 産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証再交付申請書	産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の用に供するもの並びに自社処理施設のうち政令第7条第14号イ及びハに該当するもの 上記以外のもの	廃棄物対策課 県民センター等	正本1部 副本2部 正本1部 副本2部
	産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の用に供するもの並びに自社処理施設のうち政令第7条第14号イ及びハに該当するもの 上記以外のもの	廃棄物対策課 県民センター等	正本1部 正本1部

3 その他

提出書類名	提出先	提出部数
最終処分場届出帳閲覧請求書	廃棄物対策課	正本1部
土地の形質の変更届出書	廃棄物対策課	正本1部 副本2部
廃棄物再生事業者関係 廃棄物再生事業者登録申請書 廃棄物再生事業者登録変更届出書 廃棄物再生事業者廃止(休止・再開)届出書 廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書	廃棄物対策課	正本1部 副本2部
	廃棄物対策課	正本1部

様式第1号(第2条第1項関係)
(平24規則44・追加, 令元規則30・令2規則83・一部改正)

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書		年 月 日
茨城県知事 殿		
申請者		
住所		
氏名		
法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名		
電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日	年 月 日	
使用開始予定年月日	年 月 日	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
一般廃棄物処理施設の処理能力	$m^3 / 日 () 時間$ $t / 日 () 時間$ $m^3 / 時間$ $t / 時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3	
に係る事項 △一般廃棄物処理施設の位置、構造の置設計画	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※事務処理欄		

(第2面)

△一般廃棄物処理施設	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
------------	--	--

設 の 維 持 管 理 に 関 す る 計 画 に 係 る 事 項	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

(第3面)

申請者		
（個人である場合）		
（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍
		住所
（法人である場合）		
（ふりがな） 名称	住所	
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）		
（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍
		住所
法第7条第5項第4号次に規定する役員（申請者が法人である場合）		
（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）				
発行済株式 の総数	株	株		出資の額
		（ふりがな） 氏名又は名 称	生年月 日	保有する株式の 数又は出資の金 額
				住所

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな)	生年月日	本籍	
	氏名	役職名・呼称	住所

備考

1 ※印の欄は記入しないこと。

2 一般廃棄物処理施設の種類の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きで記入すること。

3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。

4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図

5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※手数料欄

様式第2号(第2条第2項関係)
(平24規則44・追加)

一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証	
年 月 日	
住所 氏名	
法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項(第9条第1項)の規定により、設置(変更)の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。</p> <p style="text-align: center;">茨城県知事 印</p>	
許可の年月日	許可番号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	
設置場所	
処理能力	
許可の条件	
省令第3条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無
留意事項	<p>1 施設の設置等に当たっては、各種関連法規を遵守すること。</p> <p>2 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。</p> <p>3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。</p>

様式第3号(第3条第1項関係)
(平24規則44・旧様式第1号繰下・一部改正、令2規則83・一部改正)

一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証再交付申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

者 申請

住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

号 電話番

一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証の再交付を受けたいので、茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可の年月日	年 月 日	許可番号	
施設の種類及び処理する廃棄物の種類			
処理能力			
設置場所			

再交付申請の理由	
----------	--

- 備考 1 許可証の毀損又は汚損による申請の場合には、当該許可証を添付すること
2 申請書中の不要の文字は、二重線で抹消すること。

様式第4号(第5条関係)
(平24規則44・追加、令2規則83・一部改正)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書	
年 月 日	
茨城県知事 殿	申請者
	住所
	氏名
	法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、関係図面等を添えて申請します。	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設置場所	
竣功の年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※受付欄	

様式第5号(第6条第1項関係)
(平24規則44・追加、令2規則83・一部改正)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書	
年 月 日	
茨城県知事 殿	申請者
	住所
	氏名
	法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	

様式第6号(第6条第2項関係)
(平24規則44・追加)

一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書	
年 月 日	
住所	
氏名	
法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。	
茨城県知事	印
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 年 日 第 号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日
※事務処理欄	

様式第7号(第7条関係)
(平24規則44・追加、令2規則83・一部改正)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(年度)
年 月 日

茨城県知事 殿		報告者 住所 氏名	
		法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名	
電話番号			
年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。			
許可の年月日及び許可番号			
設置の場所			
埋立処分開始年月			
埋立処分終了予定年月			
放流水の水質及び測定に係る放流水を採取した年月日			
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量			
当該年度の4月から9月までに埋立処分された一般廃棄物の数量			
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容			
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要			
※事務処理欄			
備考 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上			
の基準を定める省令(昭和52年	総理府 厚生省	令第1号)第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策	
特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年	総理府 厚生省	令第2号)	
号)第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。			

様式第8号(第8条関係)
(平24規則44・追加, 令元規則30・令2規則83・一部改正)

(第1面)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書			
茨城県知事 殿			
申請者 住所 氏名			
		法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名	
電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日	年 月 日		
許可番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更後	変更前
		m ³ / 日 () 時間 t / 日 () 時間 m ³ / 時間 t / 時間	m ³ / 日 () 時間 t / 日 () 時間 m ³ / 時間 t / 時間
	面積	m ²	面積 m ²
	埋立容量	m ³	埋立容量 m ³
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
着工予定年月日	年 月 日		
使用開始予定年月日	年 月 日		
※許可の年月日	年 月 日		
※許可番号			
※事務処理欄			

(第2面)

申請者			
(個人である場合)			
(ふりがな)	生年月日	本籍	
氏名		住所	

(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所
法第7条第5項第4号次に規定する役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資				
発行済株式の総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍	
		割合	住所	
政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍		
	役職名・呼称	住所		
備考				
1 ※印の欄は記入しないこと。				
2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きで記入すること。				
3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については次の図面等を含むこと。				
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図				
(2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図				
(3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値				
(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値				
(5) 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場にあつては、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値				
4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。				
5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。				
6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、				

この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※手数料欄

様式第9号(第9条関係)
(平24規則44・追加, 令2規則83・一部改正)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書			
		年 月 日	
茨城県知事 殿		届出者	
		住所	
		氏名	
		法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名	
電話番号			
一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。			
一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日		年 月 日 第 号	
変更の内容	△軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更		
	△省令第5条の4(省令第5条の4第6号を除き、省令第5条の9において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更		
	省令第5条の4第6号に掲げる事項		
	(ふりがな)	生年月日	本籍
	氏名	役職名・呼称	住所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
※事務処理欄			
備考			
1 ※印の欄は記入しないこと。			
2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
3 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。			

様式第10号(第10条関係)
(平24規則44・追加, 令2規則83・一部改正)

(表)

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書			
		年 月 日	
茨城県知事 殿		届出者	
		住所	
		氏名	
		法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名	
電話番号			
一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。			
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所	電話番号	
	氏名		
設置場所			
許可の年月日及び許可番号又は届出年月日	年 月 日 第 号		
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 m ²	埋立ての深さ m	覆土の厚さ m
※事務処理欄			

(裏)

埋立処分の方法	
---------	--

埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び性状	種類	数量(m ³)	性状
備考 ※印の欄は記入しないこと。			

様式第11号(第11条関係)
(平24規則44・追加、令2規則83・一部改正)

(表)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書		
年 月 日		
茨城県知事 殿	申請者 住所 氏名	
	法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名	
電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
設置の場所		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	年 月 日 第 号	
埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量	種類	数量(m ³)
埋立地の面積及び埋立ての深さ	面積 m ² さ m	埋立ての深さ
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日	年 月 日	
埋立処分終了年月日	年 月 日	

(裏)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	
添付書類及び図面	1 当該処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 2 当該処分場の周辺の地図 3 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「基準省令」という。)第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類 4 申請の直前2年以上にわたり行った基準省令第1条第3項第6号の規定による保有水等の水質検査の結果を記載した書類

5	石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、当該石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面
6	その他参考となる書類又は図面
備考	
1	※印の欄は記入しないこと。
2	「地下水等」とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。
3	「保有水等」とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。
4	「覆い」とは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。

様式第12号(第12条関係)
(平24規則44・追加, 令元規則30・令2規則83・一部改正)

一般廃棄物処理施設設置者の欠格要件に係る届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者
住所
氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条 第6項 の規定により、次のとおり届け
第7項 出ま

す。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日	年 月 日
許可の番号	
該当するに至った欠格要件	
欠格要件に該当するに至った具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日
備考 1 「該当するに至った欠格要件」欄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまで(同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号チに係るものを除く。)のうち該当するに至ったものを記入すること。	
2 「該当するに至った欠格要件」欄、「欠格要件に該当するに至った具体的事由」欄及び「欠格要件に該当するに至った年月日」欄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項の規定による届出の場合にのみ記入すること。	

様式第13号(第13条第1項関係)
(平24規則44・追加, 令2規則83・一部改正)

(表)

熱回収施設設置者認定申請書		年 月 日
茨城県知事 殿		
申請者 住所 氏名		
		法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
熱回収施設の設置の場所		
※ 認定の年月日		年 月 日
※ 認定番号		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	年間の熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号		第 年 月 日
※事務処理欄		

(裏)

備考	
1	※印の欄は記入しないこと。
2	設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
3	設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
4	△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。

(1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。

(2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。

5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。

6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した年間の熱回収率を記載すること。

様式第14号(第13条第2項関係)
(平24規則44・追加)

熱回収施設設置者認定証	
年 月 日	
住所 氏名	
法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。 茨城県知事 印	
認定の年月日	年 月 日
認定の有効年月日	年 月 日
認定番号	
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
年間の熱回収率	%
留意事項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を当庁に提出すること。 2 認定に係る熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したとき、又は当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく当庁に届け出ること。

様式第15号(第14条関係)
(平24規則44・追加、令2規則83・一部改正)

熱回収施設休廃止等届出書	
年 月 日	
茨城県知事 殿 届出者 住所 氏名	
法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名	
電話番号 熱回収施設を休廃止等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
熱回収施設の設置の場所	
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理由
	年月日 年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理由 (廃止・休止・再開の別)
	年月日 年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△ 変更の内容
	理由 年月日 年 月 日
※ 事務処理欄	
備考 1 ※印の欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。	

様式第16号(第15条関係)
(平24規則44・追加、令2規則83・一部改正)

熱回収報告書	
年 月 日	
茨城県知事 殿 報告者 住所 氏名	
法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名	
電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11第1項の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。	

認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
年4月1日から 年3月31日までの年 間の熱回収率	%
備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した年間の熱回収率を記載すること。	

様式第17号(第16条関係)
(平24規則44・追加、令2規則83・一部改正)

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置届出書	
年 月 日	
茨城県知事 殿	
申請者 所在地 名称及び代表者の氏名 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
着工予定年月日	
使用開始予定年月日	
※届出年月日	
一般廃棄物処理施設の処理能力	()時間 m ³ /日 時間 t/日() m ³ /時間 t/時間 面積 m ² 埋立容量 m ³
に係る事項 △一般廃棄物処理施設の設置、構造等に関する計画	一般廃棄物処理施設の位置
	一般廃棄物処理施設の処理方式
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項
※事務処理欄	

(第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

(第3面)

備考

- 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きで記入すること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式第18号(第17条関係)
(平24規則44・追加、令2規則83・一部改正)

(表)

一般廃棄物処理施設変更届出書			
		年 月 日	
茨城県知事 殿		申請者 所在地 名称及び代表者の氏名 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届出の年月日		年 月 日	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更後	変更前
		m ³ / 日 () 時間	m ³ / 日 () 時間
		t / 日 () 時間	t / 日 () 時間
		m ³ / 時間	m ³ / 時間
	t / 時間	t / 時間	
	面積 m ²	面積 m ²	
	埋立容量 m ³	埋立容量 m ³	
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※事務処理欄			

(裏)

備考	
<ol style="list-style-type: none"> 1 ※印の欄は記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きで記入すること。 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図 (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値 (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値 (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設にあっては、生物学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場にあっては、排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。 	

様式第19号(第18条関係)
(平24規則44・追加、令元規則30・令2規則83・一部改正)

(第1面)

一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書	
年 月 日	
茨城県知事 殿	
申請者 住所 氏名	
法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の譲受け(借受け)の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
譲受け又は借受けの相手方の氏名及び住所	
法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	

一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	号 年 月 日 第
※譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※譲受け等の許可番号	
※事務処理欄	

(第2面)

申請者			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	所在地		
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
法第7条第5項第4号又の規定する役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍	住所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)			
発行済株式 の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名 称	生年月日	保有する株式の 数又は出資の金 額	本籍
		割合	住所
政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍	住所

備考		
1 ※印の欄は記入しないこと。		
2 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。		
※手数料欄		

様式第20号(第19条関係)
(平24規則44・追加、令元規則30・令2規則83・一部改正)

(第1面)

一般廃棄物処理施設合併(分割)認可申請書	
年 月 日	
茨城県知事	殿
申請者	
名称	
所在地	
代表者の氏名	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、合併(分割)について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
① 一般廃棄物処理施設の設置の場所	
② 一般廃棄物処理施設の種類	
③ 許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
④ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び所在地並びに代表者の氏名	
⑤ 合併又は分割の方法及び条件	
⑥ 合併又は分割の理由	
⑦ 合併又は分割の時期	
※認可の年月日	年 月 日
※認可番号	
※事務処理欄	

(第2面)

⑧申請者			
(ふりがな) 名称	住所		
⑨法第7条第5項第4号又の規定する役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所	
⑩発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(当該株主又は出資をしている者がある場合)			
発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍
		割合	住所

備考

- ※印の欄は記入しないこと。
- 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
- ⑨から⑭までの欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※手数料欄

様式第21号(第20条関係)
(平24規則44・追加、令元規則30・令2規則83・一部改正)

(表)

一般廃棄物処理施設相続届出書	
年 月 日	
茨城県知事 殿	届出者 住所 氏名 電話番号
一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	
被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	
※事務処理欄	

(裏)

相続人			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
		住所	
法定代理人(相続人が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
		住所	
政令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住所	
備考			
1 ※印の欄は記入しないこと。			
2 「相続人」の欄から「政令第4条の6に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。			

様式第22号(第21条関係)
(平24規則44・追加)

産業廃棄物の	積替え場	60センチ チメー
	保管場	

産業廃棄物の種類				トル以上
事業者名		保管量の上限	(最大) m ³ (t)	
		保管の高さ	(最高) m	
管理者の氏名又は名称		連絡先	(昼間) (夜間)	
60センチメートル以上				

備考 1 材質は、耐水性のもので、十分に強度があるものとする。

2 塗装は、下地を白色、文字は黒色とすること。

3 特別管理産業廃棄物の積替え又は保管の場所にあつては、
「産業廃棄物の積替え場の保管場」

とある「特別管理産業廃棄物の積替え場」とし、「産業廃棄物の種類」とあるのは「特別管理産業廃棄物の保管場」とすること。

4 積替えのみの場所にあつては「積替え場」と、保管のみの場所にあつては「保管場」と表示すること。

5 産業廃棄物処理業者の設置するものにあつては、「事業者名」とあるのは「産業廃棄物処理業者名」とし、許可番号を事業者名の前に記入すること。

様式第23号(第22条関係)

(平17規則116・一部改正、平24規則44・旧様式第4号線下・一部改正、令2規則83・一部改正)

指定業者申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者

住所

氏名

法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

電話番号

第9条第2号 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第10条の3第2号 の規定による指定を

受けたいので、茨城県産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第22条の規定により、

次のとおり申請します。

事務所又は事業所の所在地		電話番号
事業開始予定年月日	年 月 日	従業員数 人
事業の範囲	業務の種類 1 収集・運搬 2 処分	
産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
事業の用に供する施設等の種類、数量、設置場所及び能力	別紙のとおり	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙のとおり (業務の種類が収集・運搬のみの場合は不要)	
添付書類	1 申請者が法人の場合は、次の書類 (1) 事業計画概要説明書 (2) 定款 (3) 法人の登記事項証明書 (4) 業務経歴書 (5) 役員名簿及び従業員名簿 (6) 申請者が産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面 2 申請者が個人の場合は、次の書類 (1) 事業計画概要説明書 (2) 住民票抄本 (3) 履歴書 (4) 従業員名簿 (5) 申請者が産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面	

備考 1 業務の種類別の欄は、該当するものを○で囲むこと。

2 事業を的確に遂行するための技術的能力を示す書類がある場合には、その写しを併せて添付すること。

様式第24号(第23条第1項関係)

(平24規則44・旧様式第5号線下・一部改正、令2規則83・一部改正)

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業(処分業)許可証再交付申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者

住所

氏名

法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

電話番号

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業(処分業)許可証の再交付を受けたいので、茨城県産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第23条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可の年月日	年 月 日	許可番号	
収集運搬業・処分業の区分	1 収集運搬業	2 処分業	
再交付申請の理由			

- 備考 1 収集運搬業・処分業の区分の欄は、該当するものを○で囲むこと。
2 許可証の毀損又は汚損による申請の場合には、当該許可証を添付すること。
3 不要の文字は、抹消すること。

様式第25号(第25条関係)
(平24規則44・追加、令元規則30・令2規則83・一部改正)

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業(処分業)の欠格要件に係る届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者
住所
氏名

法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用す

る同法第7条 第4項 の規定により、次のとおり届け出ます。
の2 第5項

許可の年月日	年 月 日
許可番号	
該当するに至った欠格要件	
欠格要件に該当するに至った具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日
備考 1 「該当するに至った欠格要件」欄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イ(同法第7条第5項第4号チに係るものを除く。)又は第14条第5項第2号ハからホまで(同法第7条第5項第4号チ又は第14条第5項第2号ロに係るものを除く。)のうち該当するに至ったものを記入すること。 2 「該当するに至った欠格要件」欄、「欠格要件に該当するに至った具体的事由」欄及び「欠格要件に該当するに至った年月日」欄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第4項の規定による届出の場合にのみ記入すること。	

様式第26号(第26条第1項関係)
(平24規則44・追加、令2規則83・一部改正)

産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証再交付申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者
住所
氏名

法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

電話番号

産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証の再交付を受けたいので、茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第26条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	
施設の種類及び処理する廃棄物の種類			
処理能力			
設置場所			
再交付申請の理由			

- 備考 1 許可証の毀損又は汚損による申請の場合は、当該許可証を添付すること。
2 申請書中の不要の文字は、二重線で抹消すること。

様式第27号(第28条第1項関係)
(平24規則44・追加、令2規則83・一部改正)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

	住所 法人にあつては、主たる事務所の所在地	〒
	氏名 法人にあつては、名称及び代表者の氏名	
	電話番号	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合には、	

石綿含有産業廃棄物を処理する旨)	
産業廃棄物処理施設に係る許可年月日及び許可番号	許可年月日： 年 月 日 許可番号： 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力(最終処分場にあつては、埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み(石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合には、石綿含有一般廃棄物の処理量を含む。)	

様式第28号(第29条第2項関係)
(平24規則44・追加)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出受理書

年 月 日

住所
氏名 殿

法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

茨城県知事 印

年 月 日付で提出のあつた廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による届出については、次のとおり受理しました。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
処理する一般廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合には、石綿含有一般廃棄物を処理する旨)	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に付された条件	
留意事項	1 処理することとなつた一般廃棄物と産業廃棄物の合計の量が保管場所の能力を超えないこと。 2 当該届出に係る産業廃棄物処理施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類に変更があつたとき又は当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止したときには、この受理書を添えて、10日以内に知事に届け出ること。

様式第29号(第29条第3項関係)
(平24規則44・追加、令2規則83・一部改正)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物変更等届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

	住所	〒
	法人にあつては、主たる事務所の所在地	
	氏名	
	法人にあつては、名称及び代表者の氏名	
	電話番号	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
処理する一般廃棄物の種類	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による届出受理日	
変更又は廃止の区分	変更 廃止
変更又は廃止年月日	年 月 日
変更内容(変更の場合)	変更後
	変更前

備考 1 「変更又は廃止の区分」欄は、該当するものを○で囲むこと。
2 当該変更又は廃止の日から10日以内に届け出てください。

様式第30号(第29条関係)
(平24規則44・追加、令元規則30・令2規則83・一部改正)

産業廃棄物処理施設設置者の欠格要件に係る届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者
住所
氏名

法人にあつては、主たる事業所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

第 第
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する
 同法第9条

6
 項 の規定により、次のとおり届け出ます。
 7
 項

産業廃棄物処理施設の設置の場 所	
産業廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日	年 月 日
許可番号	
該当するに至った欠格要件	
欠格要件に該当するに至った具 体的事由	
欠格要件該当するに至った年月 日	年 月 日
備考 1 「該当するに至った欠格要件」欄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イ(同法第7条第5項第4号チに係るものを除く。)又は第14条第5項第2号ハからホまで(同法第7条第5項第4号チ又は第14条第5項第2号ロに係るものを除く。)のうち該当するに至ったものを記入すること。	
2 「該当するに至った欠格要件」欄、「欠格要件に該当するに至った具 体的事由」欄及び「欠格要件に該当するに至った年月日」欄は、廃棄物の処理 及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第6項の規 定による届出の場合にのみ記入すること。	

様式第31号(第30条第1項関係)
 (平24規則44・追加)

最終処分場届出台帳

設置者	氏名 法人にあつては、名称 及び代表者の氏名		
	住所 法人にあつては、主たる 事務所の所在地		
管理 予定者	氏名		
	住所		
	連絡先	電話番号	
許可の年月日又は 届出の年月日		年 月 日	許可番号 (受理番号) ()
設置場所(全地番)			
最終処分場の種類			
埋立地	面積(m ²)		
	埋立ての深さ(m)		
	覆土の厚さ(m)		
埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日		年 月 日	
埋立処分終了年月日		年 月 日	
施設の廃止の確認年月日		年 月 日	
添付図面		1 埋立終了時の当該施設の構造を明らかにする 平面図、立面図、断面図及び構造図 2 当該施設の周辺の地図 3 石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有 産業廃棄物が埋め立てられている場合は、当該 廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面	
埋め立てた廃棄物の種類(当 該廃棄物に石綿含有一般廃棄 物又は石綿含有産業廃棄物が 含まれる場合は、その旨を含 む。)及び量		種類	量(m ²)
埋め立てた廃棄物の性状に関 し特に注意すべき事項			
最終処分場廃止確認申請書の 添付書類に記載された水質検 査の結果のうち、施設の廃止 の確認年月日に最も近い時点 に行われた水質検査の結果			

様式第32号(第30条第2項関係)
(平24規則44・旧様式第7号線下・一部改正、令2規則83・一部改正)

最終処分場届出台帳閲覧請求書

年 月 日

茨城県知事 殿

請求者
住所
氏名
法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
電話番号

最終処分場の届出台帳を閲覧したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の11第3項の規定により、次のとおり請求します。

最終処分場の設置者の氏名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名	
最終処分場の設置場所	
最終処分場の種類	
閲覧請求の理由	

様式第33号(第31条関係)
(平24規則44・追加、令2規則83・一部改正)

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

申請者
住所
氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項に規定する廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事務所及び事業場の所在地	事務所 (電話番号)
	事業場 (電話番号)
廃棄物の再生に係る事業の内容	1 古紙 2 金属くず 3 空き瓶 4 古繊維
事業の内容	
施設の種類	
施設の数量	
施設の構造	
設備の概要	
経理的基礎に関する資料	
備考	申請に当たっては、施設の概要を記載した書類、施設の図面、施設の写真その他知事が必要と認める書類を添付すること。

様式第34号(第32条関係)
(平24規則44・旧様式第9号線下・一部改正)

(表)

廃棄物再生事業者登録証明書

住所
法人にあっては、主たる事務所の所在地
氏名
法人にあっては、名称及び代表者の氏名

上記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、次のとおり廃棄物再生事業者の登録を受けたことを証明する。

年 月 日

茨城県知事 印

登録年月日	年 月 日	登録番号	
事業場の所在地			
再生に係る事業の内容			

--	--

(裏)

留意事項	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第17条第1項第1号から第4号までに掲げる事項に変更があったときは、30日以内にその旨を届け出ること。 2 登録を受けた事業場を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業場を再開したときは、30日以内にその旨を届け出ること。
------	---

変更年月日	変更事項	受理年月日及び茨城県知事印
-------	------	---------------

様式第35号(第33条第1項関係)
(平24規則44・旧様式第10号線下・一部改正、令2規則83・一部改正)

廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書

年 月 日

茨城県知事 殿
申請者 住所
氏名
法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
電話番号

廃棄物再生事業者登録証明書の再交付を受けたいので、茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第33条第1項の規定により、次のとおり申請します。

登録年月日	年 月 日	登録番号
再交付申請の理由		

備考 登録証明書の毀損又は汚損による申請の場合は、当該登録証明書を添付すること。

様式第36号(第34条関係)
(平17規則116・一部改正、平24規則44・旧様式第11号線下・一部改正、令2規則83・一部改正)

(表)

廃棄物再生事業者登録変更届出書

年 月 日

茨城県知事 殿
届出者 住所
氏名
法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
電話番号

廃棄物再生事業者の登録を受けた事項について次のとおり変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により届け出ます。

登録年月日	年 月 日	登録番号
変更事項	(変更前)	
	(変更後)	
変更理由		
変更年月日	年 月 日	

(裏)

添付書類	1 登録証明書 2 登録事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者の変更の場合は、法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し 3 廃棄物の再生に係る事業の内容の変更の場合は、変更した事業の事業計画概要を示す書類 4 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要の変更の場合は、変更内容を記載した平面図、立面図、断面図及び構造図 5 その他知事が必要と認める書類
------	---

様式第37号(第35条関係)
(平24規則44・旧様式第12号線下・一部改正、令2規則83・一部改正)

廃棄物再生事業者廃止(休止・再開)届出書

年 月 日

茨城県知事 殿
届出者 住所
氏名
法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

電話番号

廃棄物再生事業場を廃止(休止・再開)したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

登録年月日	年 月 日	登録番号
事業場の所在地		
廃止若しくは休止又は再開の理由		
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年 月 日	

- 備考 1 休止又は廃止の場合は、登録証明書を添付すること。
2 不要の文字は、抹消すること。